［条を加える。］

第八十八条の三　前条の申出は、次に掲げる事項を記載した書面によらなければならない。

一　少年院仮退院者の氏名、生年月日、職業、本籍及び住居

二　保護処分をした家庭裁判所の名称及びその年月日

三　少年法第六十四条第三項の規定により定められた期間

四　少年院からの仮退院を許す旨の決定をした地方委員会の名称

五　少年院からの仮退院の年月日及びその時点において収容されていた少年院の名称

六　申出の理由

七　その他参考となる事項

（少年院仮退院者の仮退院を取り消すか否かに関する審理の開始等）

［条を加える。］

第八十八条の四　第八十一条の四及び第八十八条第二項の規定は、法第六十三条第二項又は第三項の引致状により引致された少年院仮退院者（少年法第六十四条第一項第三号の保護処分に付されている者に限る。）について準用する。この場合において、第八十一条の四第一項中「収容決定申請」とあり、第八十八条第二項中「法第七十一条の規定による申請」とあるのは「法第七十三条の二第一項の決定」と、第八十一条の四第一項中「法第六十八条の三第一項」とあり、第八十八条第二項中「法第七十三条第一項」とあるのは「法第七十三条の四第一項」と、同項中「法第七十三条第二項」とあるのは「法第七十三条の四第二項で準用する法第七十三条第二項」と読み替えるものとする。

［条を加える。］

第八十八条の五　地方委員会は、法第七十三条の二第一項の決定をするか否かに関する審理において、必要があると認めるときは、その構成員である委員又は保護観察官をして、審理対象者と面接させるものとする。

（少年院仮退院者の仮退院の取消しの決定）

［条を加える。］

第八十八条の六　法第七十三条の二第一項の決定は、第三十条及び法第四十一条に定める基準に照らし、第八十八条の二の規定による申出を相当と認めるときにするものとする。

（少年院仮退院者の仮退院の取消しの決定の執行）

［条を加える。］

第八十八条の七　法第七十三条の二第一項の決定の執行は、合議体が指揮するものとする。ただし、急速を要するときは、あらかじめ地方委員会が指名する一人の委員で指揮することができる。

2　前項の指揮は、書面によるものとし、これに決定書の謄本を添付するものとする。

3　法第七十三条の三第一項ただし書の規定による決定の執行の嘱託は、書面によらなければならない。ただし、急速を要するときは、電話その他の適当な方法によることができる。

4　前項ただし書の場合においては、事後において、速やかに、同項本文の書面を送付するものとする。

5　第六十八条の規定は法第七十三条の三第二項の規定による出頭の命令について、第六十九条及び第七十条の規定は法第七十三条の三第四項において準用する法第六十三条第四項に規定する引致状及び法第七十三条の三第四項において準用する法第六十三条第六項ただし書の規定による引致状の執行の嘱託について、それぞれ準用する。この場合において、第六十九条第一項第二号中「保護観察に付されていること」とあるのは「法第七十三条の二第一項の決定を受けたこと」と、同項第三号中「法第六十三条第二項各号のいずれか」とあるのは「法第七十三条の三第三項」と読み替えるものとする。